島根県障がい者基本計画策定の考え方について(案)

1. 計画策定の背景・趣旨

- ◇島根県では、平成15年度から平成24年度までの「島根はつらつプラン」を策定し総合的な障がい 者施策の推進を図ってきたが、計画期間が満了
- ◇国においても、現在の障害者基本計画が期間満了となることから、平成24年12月を目処に次期障害者基本計画を決定予定
- ◇この間に、様々な制度が改正
 - ・平成16年6月「障害者基本法」改正
 - → ①差別禁止の理念の明示
 - ②都道府県及び市区町村における障害者計画策定の義務化 ・・・など
 - ・平成16年12月「発達障害者支援法」制定
 - → ①発達障がいの早期発見等に関して国及び地方自治体の責務の明確化
 - ②学校教育における発達障がい者への支援
 - ③発達障がい者の就労支援 ・・・など
 - ・平成17年6月「障害者の雇用の促進等に関する法律」改正
 - → ①精神障がい者に対する雇用対策の強化
 - ②在宅就業障がい者の支援・・・・など
 - ・平成18年6月「学校教育法」改正
 - → ①盲学校、聾学校、養護学校を障がい種別を超えた特別支援学校へ一本化
 - ②小中学校での学習障がい、注意欠陥多動性障がい等を含む障がい児に適切な教育 ・・・など
 - ・平成17年12月「障害者自立支援法」成立
 - → ①障がいの種別の一元化
 - ②サービス提供の一元化(市町村)
 - ③利用者負担は応益負担
 - ④就労支援を抜本的に強化
 - ⑤支給決定の仕組みを透明化、明確化 ・・・など
 - ・平成22年12月「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直 すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」の成立
 - → ①障がいの範囲を見直し (発達障がいが障害者自立支援法の対象となることを明確化)
 - ②地域における自立した生活のための支援の充実
 - ③利用者負担の見直し(応能負担を原則)
 - ④相談支援の充実(相談支援体制の強化、支給決定プロセスの見直し)
 - ⑤障がい児支援の強化(児童福祉法を基本として身近な地域での支援を充実) ・・・など
 - ・平成23年6月「障害者虐待防止法」成立
 - → ①障がい者に対する虐待の防止
 - ②発見者の市町村への通報義務
 - ③市町村長の立入調査
 - ④市町村障がい者虐待防止センターの設置
 - ⑤都道府県障害者権利擁護センターの設置 ・・・など
 - ・平成23年7月「障害者基本法改正法」成立
 - → ①障がい者の定義の見直し
 - ②地域社会における共生等 ・・・など
 - ・平成24年6月「障害者総合支援法」成立
 - → ①障害者自立支援法の題名を変更
 - ②障がい者の範囲に難病等を追加
 - ③重度訪問介護の対象拡大 ・・・など
- ◇平成23年3月には東日本大震災が発生し多くの方が被災し犠牲となり、障がい者や高齢者など要援護者に対する避難支援のあり方に課題
- ◇以上のような社会情勢の変化を踏まえ、島根県障がい者基本計画を策定

2. 計画の位置づけ

- (1)法的位置づけ
 - ◇障害者基本法第9条第2項に規定されている都道府県障害者計画として位置づけ、障がい者施 策の総合的な推進を図ろうとするもの

(2)他の県計画との関係

- ◇島根県総合発展計画に掲げる「基本目標Ⅱ安心して暮らせるしまね」を受け、障がい福祉の観点から、基本目標の実現を目指す
- ◇島根県障害福祉計画は本計画の実施計画として位置づけ、計画の進行管理を行う

3. 計画の期間

◇平成25年度から平成29年度までの5年間の計画とし、必要に応じて見直しを行う

4. 計画策定にあたっての視点等

(1)基本理念(基本目標)

- ◇「ノーマライゼーション」(※)の理念のもと、障がい者が住みたい地域で、障害のない人と同じように、安心し、自立した生活を営むことができ、地域の住民と共に支え合う地域社会を実現すること
- ※ 障害のある人もない人も、共に社会、経済、文化等の幅広い分野にわたって活動することが 本来のあり方であるという考え方

(2)基本施策の見直しの視点

◇新たな課題(障がい者差別禁止、災害時における障がい者支援等)への対応

島根県障がい者基本計画の策定スケジュールについて

時期	事項・内容
平成24年7月24日	島根県障がい者施策審議会 第1回開催 ・策定の考え方及び構成案の審議
平成24年8月24日	関係団体との意見交換会の実施 ・策定の考え方及び構成案を提示
平成24年8月	市町村に対して文書で意見照会 ・策定の考え方及び構成案を提示
平成24年 9 月 ~10月	事務局にて計画素案を検討
平成24年11月	関係団体に対して文書で意見照会・計画素案を提示
平成24年11月	市町村に対して文書で意見照会・計画素案を提示
平成24年12月	パブリックコメント実施(1か月程度)
平成24年12月 ~平成25年1月	事務局にて計画案を検討
平成24年2月上旬	障がい者施策審議会 第2回開催 ・計画案を審議
平成24年3月	計画の最終決定

島根はつらつプラン取組状況等とりまとめ表

		現計画の項目	取組状況と課題	今後の対応・施策の方向性
第1章 啓発・広報		①啓発活動の推進 ②福祉教育・交流を通じた理解の促進 ③公共サービス従事者の障害に対する理解の促進	・各種啓発事業や学校における学習、職場における研修など取り組まれているが、障がい者に対する理解が必ずしも十分とはいえないのが現状	・H23年度から鳥取県との共同事業として取り組んでいる「あいサポート」運動を一層推進する ・H25年度から市町村の「地域生活支援事業」に障がい者に対する 理解を深めるための研修・啓発事業が追加
	1.	利用者本位の生活支援体制の整備		
		①身近な支援体制の充実 ②人材の養成確保 ③各種制度の活用促進	・市町村の障害者自立支援協議会設置は進んだが、市町村ごとの取組に差異がある ・ホームヘルパーや相談支援専門員の充足率は高いので、今後は一層の資質向上が課題 ・心と体の相談センターを設置し、3 障がい一元化に対応した相談体制を整備	制の充実を図る
	2.	権利擁護のための施策の充実	・事業者が行うサービス内容の説明や評価には改善の余地あり ・地域福祉権利擁護事業の担い手である生活支援員、市町村社協専 門員に対する研修会の実施	・事業者に対しては監査等を通じ、第三者評価の活用など客観的な 自己評価の実施を働きかける ・市町村社協生活支援員に対する研修会の実施
第2章	3.	在宅福祉サービスの充実		
^{第2♀} 生活支援		①在宅福祉サービスの充実 ②福祉用具の研究開発・普及促進と利用支援	・重症心身障がい児者のショートステイ体制整備事業を創設したが、必ずしも必要なときに利用できていない ・グループホーム(GH)やケアホーム(CH)の整備は進んだが、依然ニーズは高い	・ショートステイ基盤の拡大強化 ・GH、CHの計画的整備
	4.	施設福祉サービスの再構築	-	
		①施設から地域生活移行の推進 ②施設福祉サービスの充実	・法定給付化された地域相談支援の定着が課題 ・制度改正により3障がいが一元化	・地域相談支援は市町村等への助言等により着実に制度の定着を進める ・バリアフリー化や重複障がいへの対応に配慮した施設整備を支援
	5.	地域における福祉活動の充実	1	
		①障害者団体や本人活動の支援 ②社会福祉協議会、民生委員等の活動の充実 ③ボランティア活動の推進	・地域生活支援事業等により自立的な社会生活を支援 ・「しまね県民活動支援センター」を設置し、ボランティア募集の 情報発信を実施	・継続して取り組む ・「しまね県民活動支援センター」でNPO法人等に対する講座を 行うなど活動基盤強化を支援
	1.	生活訓練・コミュニケーション支援	1	
		①コミュニケーション支援②情報バリアフリーの促進③生活訓練の充実	・聴覚障害者情報センター及び西部視聴覚障害者情報センターの運営や点字図書館運営法人への補助を通じて情報提供サービスの充実を促進 ・自立訓練(機能訓練、生活訓練)が法定給付化されたが、機能訓練は制度面の使いづらさから実績が低調	・Webアクセシビリティについての普及啓発を図り、誰もが使いやすいWebサイトづくりを推進する協働事業を実施し、成果を反映させていく ・機能訓練については、県内の拠点施設での継続的な実施を確保し、各地域においては生活介護等の既存資源の活用を図る
	2	 雇用の場の拡大	distribition in the case of th	ov a bytetov ctorativity open Amyoranica
	<i>-</i> .	①雇用率制度を柱とした施策の推進 ②障害者の能力・特性に応じた職域の拡大 ③障害者が働きやすい多様な雇用就業形態の促進	・毎年度県内企業等に対し、啓発パンフレットや講演会を通じ、周知を図っている ・毎年身体障がい者を対象とした職員採用試験を実施、H25から引き上げられる法定雇用率の達成が課題	・引き続き法定雇用率制度の周知を図る ・引き続き計画的な身体障がい者の職員採用試験を実施
د ٠ 	3.	就労への支援		
第 3 章 社会参加		①就業面・生活面からの総合的支援 ②雇用への移行を進めるための支援 ③ITを活用した就労の促進 ④福祉的就労の場等の整備促進 ⑤職業能力の開発	・共同作業所の就労支援事業所等への移行により、就労継続支援A型・B型は概ね必要なサービス量を充足・6圏域に障害者就業・生活支援センターを設置、隠岐圏域には就労支援センターを設置・県内2カ所の就労事業振興センターの設置により、工賃は順調に伸びているが、各種イベント等での出店が伸び悩んでいる	・引き続きA型・B型事業所の立ち上げ支援と適正な運営確保に取り 組む ・就労事業振興センターとの連携や他産業との連携、官公需の開拓 などにより引き続き工賃向上に取り組む

		現計画の項目	取組状況と課題	今後の対応・施策の方向性
	4.	スポーツ・芸術文化活動への支援		
		①スポーツ・レクリエーションへの支援 ②芸術文化活動への支援	・社会体育施設の中にはひとにやさしいまちづくり条例に適合していない施設もある ・県障がい者スポーツ大会の参加者が固定化傾向にあり、若年層の 参加率を高める必要がある ・島根県障がい者アート作品展の開催、県立美術館の観覧料、使用 料の減免	・大規模改修に併せて、条例への適合化を検討 ・次期「スポーツ推進計画」に障がい者のスポーツを項目として入 れることを検討 ・県立美術館の観覧料、使用料の減免を継続実施
	1.	保健活動の推進		
		①健康づくりの推進 ②精神保健の推進 ③難病対策の推進 ④地域の保健活動への支援 ⑤正しい知識の普及	・脳卒中の死亡率は減少しているが特定健康診査受診率は低い ・自殺死亡率が全国でも高い位置で推移しており自殺者数減少のた めの対策が必要 ・高次脳機能障がいへの認知度が低く、支援者の研修や一般への啓 発が必要	・高血圧等の基礎疾患の管理について周知を図るともに特定健康診査受診率向上を図る ・自殺対策総合計画に基づいて啓発事業などの自殺者数減少対策を実施 ・高次脳機能障がいの支援者への研修や一般への広報啓発を引き続き実施
	2.	療育体制の充実		
第4章 保健、医療、教育基盤の充実		①各種医療対策の充実 ②地域における療育体制の充実	・発達に関する不安を持つ保護者等への専門的な視点からの継続評価や支援が市町村単位では不十分 ・重症心身障がい児(者)通園事業はH24年度から法定給付事業へ移行されたため、利用者に対するサービス低下等がないか検証が必要 ・ハッピーアフタースクール事業により、特別支援学校保護者会が運営する放課後の児童保護・育成活動を支援	・発達障がい者支援センターを中心とした専門的支援及び市町村支援を実施 ・重症心身障がい児(者)通園事業の法定給付事業への移行によってサービス低下が生じないよう支援 ・当面はハッピーアフタースクール事業を存続
	3.	障害者に対する適切な医療等の提供		
		①地域医療、救急医療体制の充実 ②適切な医療の提供 ③医療従事者の養成・確保 ④リハビリテーション体制の整備	・各圏域で医療連携体制を構築するための事業を実施 ・精神障がい者アウトリーチ推進事業により精神障がい者が地域で 安定した生活を継続できるよう支援	・今年度改定する保健医療計画においても引き続き医療提供体制の 構築に努める ・アウトリーチ推進事業により精神障がい者の地域生活支援の充実 を図る
	4 .	一人ひとりのニーズに応じた教育の充実	!	
		①指導充実のための教育環境の整備 ②早期からの一貫した相談支援体制の整備 ③地域における多様な連携の推進 ④指導力の向上と研究の推進 ⑤社会的及び職業的自立の促進	・個別の指導計画や教育支援計画の作成を推進 ・全ての障がいのある生徒等の教育や医療等の情報を集約した相談 支援ファイルを作成 ・ハローワーク等の関係機関と連携して職場開拓を推進し、卒後3年 間のアフターケアを実施	・校内委員会等の活性化を図り指導計画等の作成を推進 ・相談支援ファイルの作成と活用について効果的な方策を市町村教育委員会へ提言 ・引き続き職場開拓、アフターケアをハローワークなどの関係機関と協力して行っていく
	1.	ひとにやさしいまちづくりの総合的推進	・ひとにやさしいまちづくり条例について普及・啓発を実施 ・障がい者団体の要望を受け思いやり駐車場制度を平成20年度か ら実施している	・引き続きひとにやさしいまちづくり条例や思いやり駐車場につい て普及・啓発を実施する
	2.	住宅、建築物のバリアフリー化の推進		
等 C 辛		①県立施設の整備 ②民間施設の整備 ③住宅の整備	・庁舎や都市公園等の県立施設の整備はバリアフリー化を図っている ・平成15年以降建設した公営住宅はバリアフリー化している。	・引き続き障がい者が利用しやすい施設等整備を実施 ・既存住宅についても、立て替え等の際に順次バリフリー化を図る
第5章 生活環境	3.	公共交通機関、歩行空間等のバリアフリー化の推進		
土/山		①道路環境の整備 ②交通施設の整備 ③公共交通機関の充実 ④移動支援の充実	・道路環境や交通施設の整備等を県の計画等に基づき計画的に実施 ・公共交通機関におけるバリアフリー化の整備は経営規模が小さい 事業者では困難	・引き続き道路環境や交通施設を計画的に整備 ・事業者に対してバリアフリー化に対する理解と協力を依頼
	4 .	防災・防犯対策の推進		
		①防災対策の推進 ②防犯対策の推進	・東日本大震災の発生を踏まえ、地震・津波対策を中心に県地域防 災計画の見直しが必要	・H25年2月を目処に地域防災計画の見直し

障がい者基本計画構成比較

島根はつらつプラン	島根県障がい者基本計画(案)	摘要
計画の策定にあたって 1. 計画策定の趣旨 2. 計画の基本理念 3. 計画の性格 4. 計画の期間 5. 障害者保健福祉圏域等の設定 第1編 計画の基本的方向 第1章 障害者の動向と障害者を取り巻く環境の変化 1. 障害者の動向 2. 障害者を取り巻く環境の変化 第2章 計画の基本的な考え方 1. 基本的視点 (1)障害者の自立と社会経済活動への参画の支援 (2)主体性・選択性の尊重 (3)地域での支え合い 2. 推進体制 (1)推進体制とフォローアップ (2)地域における推進体制 (3)関係機関との連携	計画の策定にあたって 1. 計画策定の趣旨 2. 計画の基本理念 3. 計画の性格 4. 計画の期間 (削除) 第1編 計画の基本的方向 第1章 障がい者の動向と障がい者を取り巻く環境の変化 1. 障がい者の動向 2. 障がい者を取り巻く環境の変化 第2章 計画の基本的な考え方 1. 基本的視点 (1)障がい者の自立と社会経済活動への参画の支援 (2)主体性・選択性の尊重 (3)地域での支え合い 2. 推進体制 (1)全庁的な取組 (2)関係機関との連携 (3)フォローアップ	計画策定の考え方(案)に基づき内容修正 障害福祉計画(障害者計画の実施計画)で設定 」 直近のデータにより内容修正 」 計画策定の考え方(案)に基づき内容修正 」 組織改編等を踏まえ項目及び内容を修正 障害福祉計画の進捗状況を施策審議会へ報告
第2編 施策の方向	第2編 施策の方向	
	別紙参照	
第3編 圏域計画及び達成すべき障害者福祉サービスの目標 1.各圏域計画 2.全県達成目標及び圏域目標	(削除)	- → 障害福祉計画で策定

大項目

1. 啓発・広報

島根はつらつプラン

③公共サービス従事者の障害に対する理解の促進

①身近な相談支援体制の整備 2. 生活支援 (1)利用者本位の生活支援体制の ②人材の養成 ③各種制度の活用促進 (2)権利擁護のための施策の充実 権利擁護の推進 (3)在宅福祉サービスの充実 ①在宅福祉サービスの充実 ②福祉用具の研究開発・普及促進と利用支援 (4)施設サービスの再構築 ①施設から地域生活移行の推進 ②施設福祉サービスの充実 (5)地域における福祉活動の充実 ①障害者団体や本人活動の支援 ②社会福祉協議会、民生委員、児童委員等の活動の充実 ③ボランティア活動の推進 3. 社会参加 (1)生活訓練・コミュニケーショ ①コミュニケーション支援 ン支援 ②情報バリアフリーの促進 ③生活訓練の充実 ①雇用率制度を柱とした施策の推進 (2)雇用の場の拡大 ②障害者の能力・特性に応じた職域の拡大 ③障害者が働きやすい多様な雇用・就業形態の促進 (3)就労への支援 ①就業面・生活面からの総合的支援 ②雇用への移行を進めるための支援 ③ I Tを活用した就労の促進 ④福祉的就労の場等の整備促進 ⑤職業能力の開発 (4)スポーツ・レクリエーション ①スポーツ・レクリエーションへの支援 ②芸術文化活動への支援 への支援

保健、医療、 (1)保健活動の推進 ①健康づくりの推進 教育基盤の ②精神保健の推進 ③難病対策の推進 充実 ④地域保健活動への支援 ⑤正しい知識の普及 (2)療育体制の充実 ①各種医療対策の充実 ②地域における療育体制の充実 (3)障害者に対する適切な医療等 ①地域医療、救急医療体制の充実 ②適切な医療の提供 の提供 ③医療従事者の養成・確保 ④リハビリテーション体制の充実 (4)一人ひとりのニーズに応じた ①指導充実のための教育環境の整備 教育の充実 ②早期からの一貫した相談支援体制の整備 ③地域における多様な連携の推進 ④指導力の向上と研究の推進 ⑤社会的及び職業的自立の促進

5. 生活環境	(1)ひとにやさしいまちづくりの総合的推進	ひとにやさしいまちづくりの推進体制の整備
	(2)住宅・建築物のバリアフリー	①県立施設の整備
	化の推進	②民間施設の整備
		③住宅の整備
	(3)公共交通機関、歩行空間等の	①道路環境の整備
	バリアフリー化の推進	②交通施設の整備
		③公共交通機関の充実
		④移動支援の充実
	(4)防災・防犯対策の推進	①防災対策の充実
		②防犯対策の充実

島根県障がい者基本計画

小項目

中項目

大項目

4. 保健、医療、

教育の充実

(1)保健活動の推進

(2)療育体制の充実

等の提供

教育の充実

(4)防災・防犯対策の推進

(4)一人ひとりのニーズに応じた

1. 啓発・広報	(1)啓発活動の推進	①啓発・広報活動の推進	
		②公共サービス従事者の障がいに対する理解の促進	
	(2)福祉教育・交流を通じた理解	①保健・福祉教育の推進	
	の促進	②交流・ふれあいの促進	
		③生涯学習の推進	
2. 地域生活の	(1)サービス基盤の整備	①住まいの場の確保	
充実		②日中活動の場の充実	
		③訪問系サービスの充実	
		④移動支援の充実	
		⑤コミュニケーション支援	
		⑥情報バリアフリーの促進	
	(2)生活支援体制の整備	①相談支援体制の充実	
		②人材の養成	
		③各種制度の活用促進	
	(3)権利擁護のための施策の充実	①権利擁護の推進	
		②虐待防止対策の推進	
	(4)スポーツ・レクリエーション	①スポーツ・レクリエーションへの支援	
	への支援	②文化芸術活動への支援	
	(5)地域における福祉活動の充実	①障がい者団体や本人活動の支援	
		②社会福祉協議会、民生委員、児童委員等の活動の充実	
		③ボランティア活動の推進	
3. 就労支援	(1)適性に応じた就労の促進	①雇用率制度を柱とした施策の推進	
		②就業面・生活面からの総合的支援	
		③多様な雇用・就業形態の促進	
		④雇用への移行を進めるための支援	
		⑤職業能力の開発	
	(2)工賃向上のための支援	①共同化・連携の推進	
		②受注・販路の拡大	
		③企業的経営手法の導入	

D健康づくりの推進

④地域保健活動への支援

②精神保健の推進

③難病対策の推進

5正しい知識の普及

②適切な医療の提供

③医療従事者の養成・確保 ④リハビリテーション体制の充実

①指導充実のための教育環境の整備 ②早期からの一貫した相談支援体制の整備

③地域における多様な連携の推進

④指導力の向上と研究の推進

⑤社会的及び職業的自立の促進

①各種医療対策の充実

◆中項目を作成したうえで小項目を整理

- ◆2つの大項目を組み替え
- ◆中項目、小項目制度改正等を踏まえ見直し

②地域における療育体制の充実
(3)障がい者に対する適切な医療
①地域医療、救急医療体制の充実

◆項目の変更なし

> ①防災対策の充実 ②防犯対策の充実

◆項目の変更なし